

令和6年能登半島地震により被災された方へ

下水道使用料の減免についてのお知らせ

相模原市では、令和6年能登半島地震により被災され本市の市営住宅等に避難している方や被災した親族等を受け入れている世帯を対象として、次のとおり下水道使用料の減免を行います。

区 分	公共下水道使用料	市設置高度処理型 浄化槽使用料	農業集落排水 処理施設使用料
1 減免内容	基本額相当額(消費税相当額を含む。)		
	1か月当たり754円 (2か月当たり1,509円)		
2 減免期間	入居日から原則6か月以内とします。		
3 提出書類	申請の際には、次の書類の提出をお願いします。 ※申請前に電話でお問合せください。 (1) 下水道使用料減免申請書 (2) 罹災証明書又は被災証明書(市営住宅の一時提供を受ける場合は不要)		
4 受付・ 問合せ窓口	相模原市役所下水道料金課 〒252-5277 中央区中央 2-11-15 第1別館2階 電 話 042-769-8376(直通) FAX 042-754-1068		